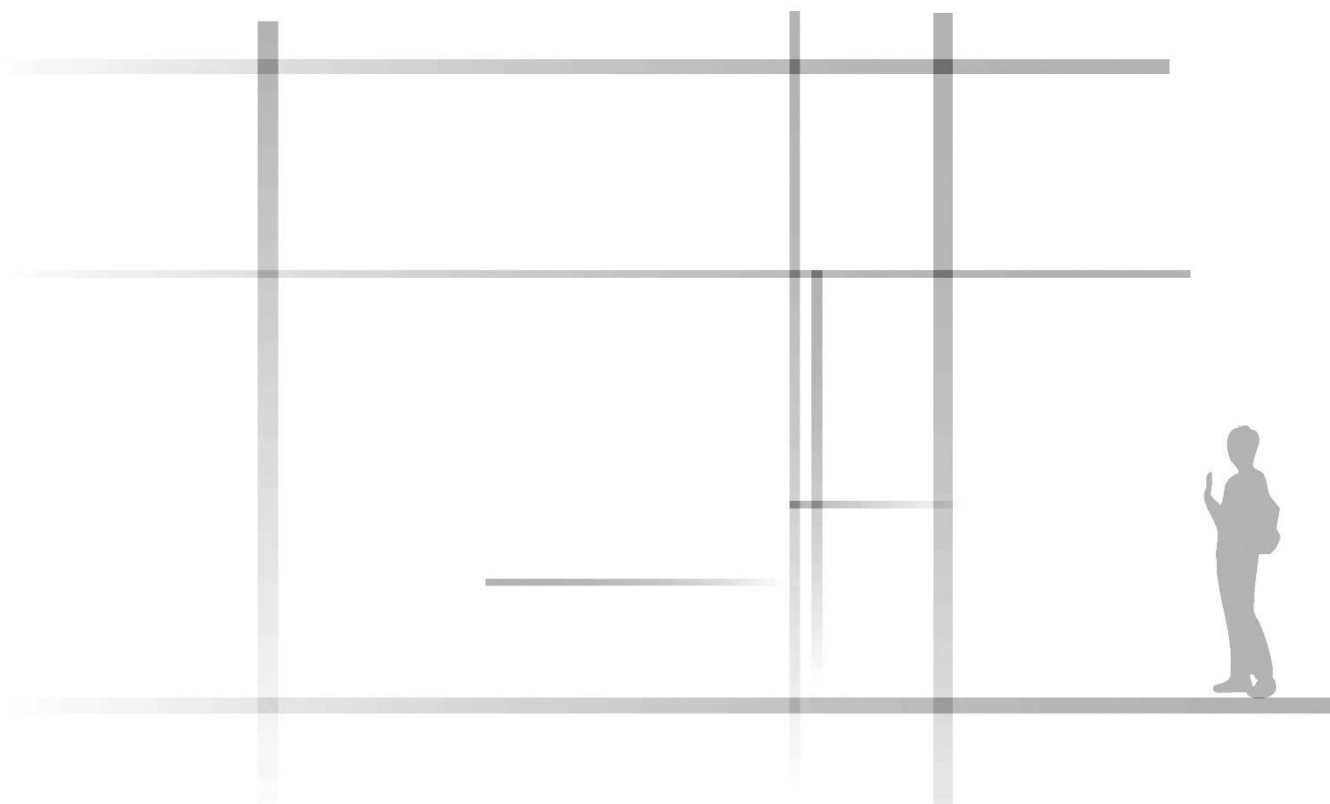


平成28年度の実施内容について



平成28年度の取組内容

1. 業界向けの取組

- ・業界幹部に対するマナー向上の働きかけ
(アンケート結果のフィードバック)
- ・街頭指導の継続的な実施

2. 乗務員への取組

- ・乗務員を対象としたアンケートの実施
(駐停車マナー向上に向けた「アンケート調査票」と「動機付け冊子」の配布)

3. タクシー利用者(乗客)等への取組

- ・利用者(乗客)を対象としたアンケートの実施
(乗降マナー向上に向けたアンケートの実施)
- ・乗降マナー向上に向けた啓発
(タクシー車内での啓発, 街頭啓発, 横断幕の設置)

1. 業界向けの取組

A 業界幹部に対するマナー向上の働きかけ(アンケート結果のフィードバック)

「第9回京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」の開催



■ 開催日時

平成29年1月23日(月曜日) 10:00~12:00

■ 開催場所

京都自動車会館 2階

■ 議題

- 1 タクシー駐停車マナー向上に向けた平成27年度の実施内容について
- 2 タクシー駐停車マナー向上に向けた今後の取組について
- 3 その他

1. 業界向けの取組

B 街頭指導の継続的な実施

四条通で実施している街頭指導の様子



2. 乗務員への取組

乗務員を対象としたアンケートの実施(概要)

1 目的

- ・タクシー乗務員に利用者アンケート結果を情報提供することにより、自発的な駐停車マナー向上を図る。
- ・利用者(乗客)の啓発のため、チラシやアンケートを通じて、フィードバックする材料(データ)を収集する

2 方法

- ・タクシー乗務員に「アンケート調査票」と「動機付け冊子」を配布
(タクシー事業者や個人タクシー組合を通じて配布)

3 時期

平成29年3月

4 配布数・回収数

配布数: 9,811枚(11,252枚)

回収数: 3,025枚(4,002枚)

回収率: 30.8%(35.6%)

※カッコ内は前年度実績

2. 乗務員への取組

乗務員を対象としたアンケートの実施(概要)

5 配布内容(別添:参考資料2参照)

◆ アンケート調査票

(1)回答者の属性

(2)現在の駐停車マナーについて

(3)今後の駐停車マナーについて(利用者(乗客)アンケート結果を受けて)

(4)四条通での活動状況について

(5)京都駅八条口での活動状況について

(6)駐停車マナーに対する街頭指導について

(7)駐停車マナーの向上に向けた取組について(自由記述)

2. 乗務員への取組

乗務員を対象としたアンケートの実施(概要)

5 配布内容(別添:参考資料3参照)

◆ 動機付け冊子

(1) タクシーのマナー遵守についてのお願い

(2) 平成27年度のアンケート結果の報告(フィードバック)

(3) 京都駅八条口の事業内容に関する周知

3. タクシー利用者(乗客)等への取組

A 利用者(乗客)を対象としたアンケートの実施(概要)

1 目的

- ・タクシー利用者(乗客)に乗務員アンケートの結果を情報提供することにより、乗降マナーの向上を図る
- ・乗務員の駐停車マナーの向上のため、フィードバックする材料(データ)を収集する

2 方法

- ・京都市内でタクシーに乗車した利用者(乗客)に対して、乗務員から調査票を配布
⇒ 利用者(乗客)が後日ポストに投函
(タクシー事業者2社に協力いただき、配布)

3 配布日

平成29年3月

4 配布数 ・回収数

配布数: 4,000部(2,000部)

回収数: 71部(406部)

回収率: 1.8%(20.3%)

※カッコ内は前年度実績

3. タクシー利用者(乗客)等への取組

A 利用者(乗客)を対象としたアンケートの実施(概要)

5 配布内容(別添:参考資料4参照)

◆ アンケート調査票

(1)回答者の属性

(2)普段のタクシーの利用の仕方

(3)タクシー乗降時に気を付けていること

(4)乗降場所に関するルールの認知状況

(5)今後の乗降に関する意識について(乗務員アンケートの結果から)

◆ 啓発チラシ

適切な乗降場所の周知

3. タクシー利用者(乗客)等への取組

B 乗降マナー向上に向けた啓発

① タクシー車内での利用者(乗客)啓発

助手席後ろのヘッドレストに啓発ポスターを掲示※

表面: 交差点内などの駐停車禁止場所でタクシーを乗降するのは違法であることに気付きを与える
裏面: 四条通や京都駅八条口のルールを周知する

<配布数> タクシー事業者53社: 計3,729枚

<掲示時期> 平成29年3月

※ 表裏で内容が異なる2種類のチラシを用意
⇒ 各タクシーの営業状況をふまえて、
乗務員等が掲出する内容を選択できる方法とした



啓発ポスター



3. タクシー利用者(乗客)等への取組

B 乗降マナー向上に向けた啓発

② 街頭啓発

交差点内などの駐停車禁止場所でタクシーを乗降するのは違法であることに気付きを得られるよう、タクシー利用者(乗客)の多い四条通、京都駅前で啓発物品(ティッシュ)を配布

<配布日>

① 四条通

平成29年3月21日(火) 10:00～11:30

② 京都駅前

平成29年3月23日(木) 10:00～11:30

<配布物件と個数>

- ・ ティッシュ(右のデザイン) 4,000個



啓発物品(ティッシュ)にデザインした内容

3. タクシー利用者(乗客)等への取組

B 乗降マナー向上に向けた啓発

③ 横断幕の設置

タクシー利用者(乗客), 乗務員双方にマナー遵守を呼びかける横断幕を四条通周辺に設置

<設置箇所>

- ・ 6箇所(右図参照)



<設置期間>

- ・ 平成29年3月18日(土)
～3月31日(金)

